

地域共生社会に 必要な連携とは何か？

第2部 助成プログラム・連携事例の紹介

- ◆ 「WAM助成」助成プログラムの紹介
NPOリソースセンター職員（福祉医療機構・WAM）
- ◆ 事例紹介「障害のある方とともに暮らし続ける社会づくり」
小田 泰久 氏（楽笑）
- ◆ 事例のポイント解説
松原 明 氏



Zoomウェビナーでご覧の方は、
Q&A機能にてご質問いただけます。

「WAM助成」助成プログラムの紹介



WAM助成

独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業

募集期間（例年）
12月末～1月末

独立行政法人福祉医療機構（WAM）
NPOリソースセンター NPO支援課 渡真利 紘一

WAM助成の目的

政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者等が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるように必要な支援を行うことを目的とします。

地域共生社会の実現に向けて、制度の狭間にある課題に対応する民間福祉活動を積極的に後押ししています。



ひとり親家庭の子どもの居場所事業



多文化家族の貧困連鎖防止のための支援事業



重症心身障害児者の在宅医療推進事業<看護師スキルアップ研修>

WAM助成の対象



WAM助成は、社会福祉の振興を目指す助成制度 福祉制度の狭間に対応する事業が対象です

WAM助成はこうした声にお応えします

- 制度の狭間にある社会課題に取り組みたい
- 新事業の立上げや既存事業のステップアップを図りたい
- 行政等と関係構築を行い、協働や政策提案につなげたい
- 主たる活動とともに、人材育成や連携体制強化を図りたい
- 地域内又は広域的な相互連携を促進し自立化を目指したい

〈制度の狭間となりやすいニーズの例〉



2つの助成メニューがあります

1
地域連携活動支援事業
同一都道府県内で活動する事業
50万～700万円

2
**全国的・広域的
ネットワーク活動支援事業**
2つ以上の都道府県で活動する等、
支援する対象者が一つの都道府県域
を超えて広域にわたる事業
50万～900万円

※この他、既存の活動から見えてきた課題の社会的認知を広げ、政策化等による対応を目指す段階の「モデル事業」を実施しています。

上記のような状況に対して、様々な主体が連携して取り組む活動を応援しています。



地域の多様な主体の連携のハブとなるNPOなどに助成することで、
地域での総合的な取組みを支援し、併せて、**一過性の助成金交付や課題解決に留まるだけでなく、助成後も地域の活性化・新たな創生につながる協働関係、ネットワーク作りの継続が維持されるような助成**を目指しています。

〈WAMホームページより〉

[WAM助成の目指すもの（意義や取組みについて）](#) | WAM

WAM助成により「4つの力」を高めて社会課題に対応

-  分野横断的取り組みなど民間の**創意工夫**を活かした効果的な支援
-  異業種・多機関による**連携**・ネットワークの構築
-  **制度化**・モデル事業化、社会への啓発を図る取り組み
-  地域共生社会に向けた支え手の育成や**住民参加**の促進





他の団体と相互に連携し、協力関係を築いて実施することが助成の要件となっています。

< 令和3年度事業募集要領より >

助成対象事業	(1) 地域連携活動支援事業	(2) 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業
事業内容	地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズ、その他地域の様々な福祉のニーズに対応した地域に密着した事業（同一都道府県内）	全国又は広域的な普及・充実等を図るため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実させる事業
《要件①》 他の団体との連携	核となる団体が他の団体（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、公益法人、企業、自治体、ボランティア団体等）と相互に連携し、協力関係を築き実施する事業であること	
《要件②》 活動の範囲	同一の都道府県内で活動する事業であること	二つ以上の都道府県で活動する等、支援する対象者が一つの都道府県域を超えて広域にわたる事業であること
助成金額	50万円～700万円	50万円～900万円（注）

（注）次に該当し、審査・評価委員会が特に認める場合は、上記（2）において2,000万円の範囲内で上記助成金額を超えることができます。
 【災害支援等十分な資金の確保が必要な事業を行う場合】または【4以上の都道府県を網羅し、大規模かつ広範囲に活動を行う事業の場合】

助成対象者・助成対象経費



社会福祉の振興に寄与する事業を行う、

営利を目的としない団体が対象

対象者

- NPO法人（特定非営利活動法人）
- 社会福祉法人
- 医療法人
- 公益法人（公益社団法人又は公益財団法人）
- 一般法人（法人税法上の非営利法人の要件を満たす〔助成対象となる事業の実施期間中に移行するものを含む。〕一般社団法人又は一般財団法人）※
- その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人・団体※

対象経費

- 謝金
- 旅費
- 賃金
- 家賃
- 光熱水費
- 備品購入費
- 消耗品費
（燃料費、食材費、会議費含む）
- 借料損料（会場借料含む）
- 印刷製本費
- 通信運搬費
- 委託費
- 雑役務費
- 保険料

※任意団体の助成対象要件

- ・ 理事を2人以上置いていること
- ・ 役員会など意思決定を行うための組織について、運営規約等に定めていること
- ・ 定款等に監事の設置規定があること

※詳細は募集要領を必ずご確認ください。



● 安心につながる社会保障

- 1 安心して暮らせるための地域共生社会の実現に向けた包括的な支援に資する事業（※）
- 2 求められる介護サービスを提供するための多様な人材の確保、生産性の向上に資する事業
- 3 介護する家族の不安や悩みに応える相談機能の強化・支援体制の充実に資する事業
- 4 介護に取り組む家族が介護休業・介護休暇を取得しやすい職場環境の整備に資する事業
- 5 介護と仕事を両立させるための働き方改革の推進に資する事業
- 6 元気で豊かな老後を送れる健康寿命の延伸に向けた取り組み強化及び高齢者への多様な就労の機会の確保に資する事業
- 7 障害者、難病患者、がん患者等の活躍を支援する事業

● 夢をつむぐ子育て支援

- 8 結婚、子育ての希望実現の基盤となる若者の雇用安定・待遇改善に資する事業
- 9 妊娠・出産・育児に関する各段階の負担・悩み・不安を切れ目なく解消するための支援事業
- 10 子育てを家族で支える三世帯同居・近居しやすい環境づくりに資する事業
- 11 出産後・子育て中も就業が可能な多様な保育サービスの充実・多様な人材の確保・生産性の向上に資する事業
- 12 出産・子育ての現場である地域の実情に即した働き方改革の推進に資する事業
- 13 希望する教育を受けることを阻む経済事情など様々な制約の克服に資する事業
- 14 子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化に資する事業

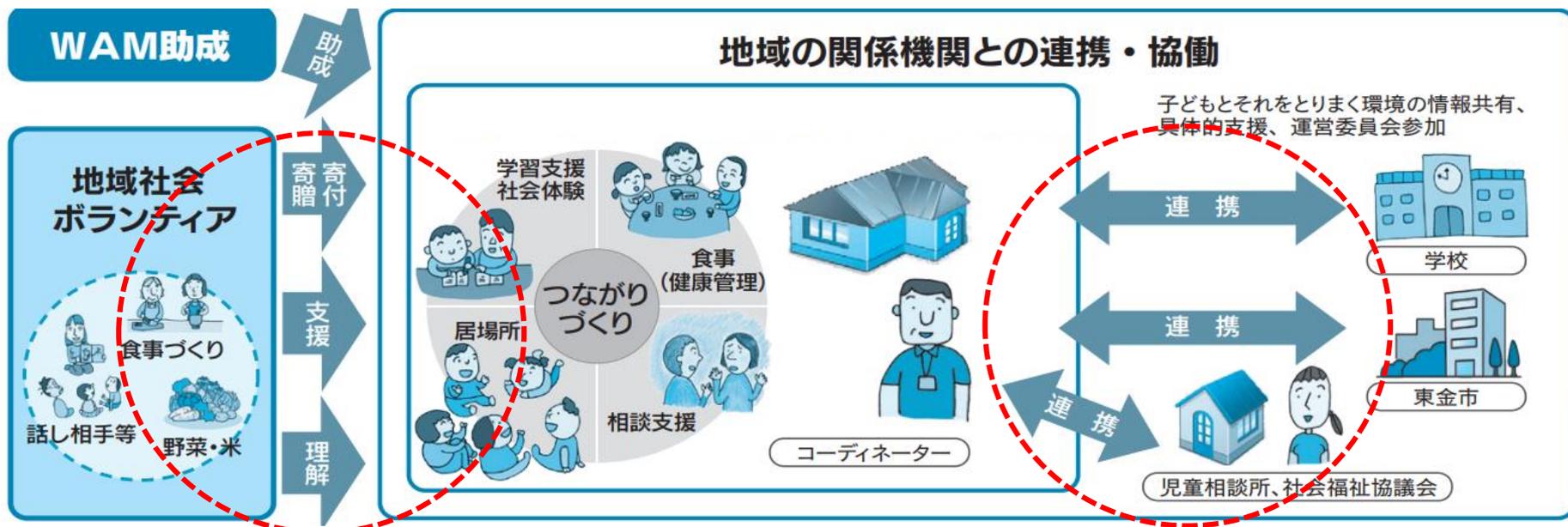
（※）テーマ1に関するキーワード：包括的支援、多世代交流、生活困窮、孤立防止、権利擁護、分野横断的取組など

よくみられる連携体制図



よくみられるのは、図のような「住民の関わり」や「福祉関係者との連携」で、これも一つの連携の形です。ここに、本日の学習会の視点を踏まえると...

(参考) 子どもの居場所事業の例



? ○一方的な⇒でなく、地域の多様な主体がもつ異なる目的を知り、「共通の目標」のなかにそれらを位置づけられるか

? ○福祉領域を超えた地域の関係者とともに、どのように地域づくりを進めていけるか

WAM助成に関してお伝えしたいこと



1. 「複数事業の組み合わせ」の相乗効果を期待

⇒実態調査、人材育成や連絡会、事業継続に向けた取組も事業実施における必要性により計画・実施が可能

2. 助成期間中の「計画変更」への柔軟な対応

⇒事業目的の到達に必要な事業内容・資金計画の見直しが可能

3. 助成期間中の研修・団体同士の情報交換の場を提供

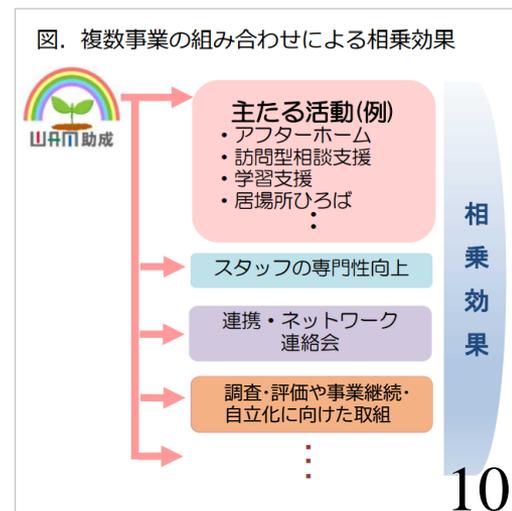
⇒オンラインで自由に参加可能。全国各地の団体と出会う場に。

〈令和3年度実績〉

研修テーマ	情報交換会のテーマ例
9月：ふりかえり評価	・行政との協力関係の築き方等
11月：会計・税務講座	・コロナ禍における悩みや対応方法等

4. 助成相談を年間を通じ、いつでも受付

 **03-3438-4756**



〈参考〉 応募・採択状況



令和3年度データ

応募・採択
状況

採択率

21.3%

区分		応募件数	採択件数	採択金額 (千円)
地域連携活動支援事業		445	94	417,885
テーマ	安心につながる社会保障	295	52	224,482
	夢をつむぐ子育て支援	150	42	193,403
全国的・広域的ネットワーク活動支援事業		160	35	189,380
テーマ	安心につながる社会保障	123	24	130,172
	夢をつむぐ子育て支援	37	11	59,208
上記のうち、モデル事業 (再掲) (※)		(83)	(7)	(56,803)
テーマ	安心につながる社会保障 (再掲)	(58)	(4)	(31,971)
	夢をつむぐ子育て支援 (再掲)	(25)	(3)	(24,832)
計		605	129	607,265

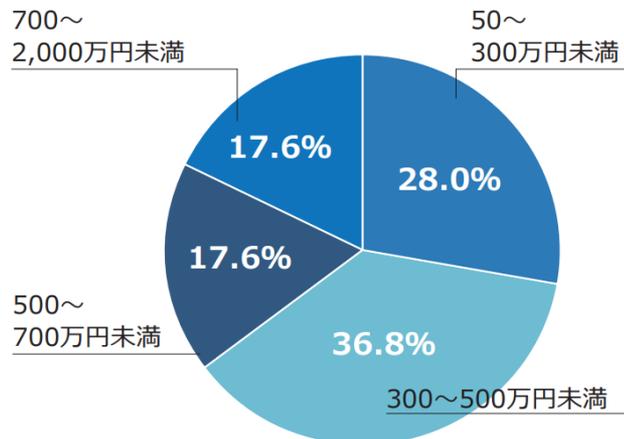
(参考) 令和元年度データ

採択事業の
状況

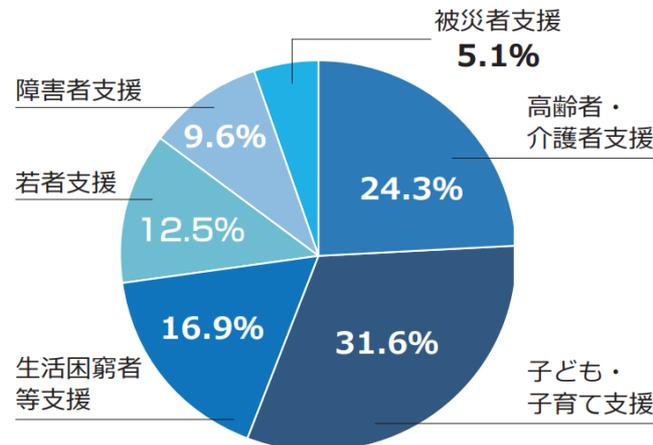
助成額内訳で
最も多い範囲は、

**300万～
500万円**

助成金額の内訳



分野別の採択件数



〈参考〉 WAM助成スケジュール



事業前年度

1月頃

応募

募集要領や応募書類の様式などをホームページで公表

2～3月

審査

各分野の専門家である外部有識者からなる
社会福祉振興助成事業審査・評価委員会が厳正に審査

4月頃

内定

採択結果の公表及び採択された団体へ内定通知を送付

5月頃

助成決定

申請に基づく助成決定手続きを経て、助成決定通知を送付

5～6月

交付

必要な時期に合わせて資金交付を実施（概算払い）

～翌3月

事業の実施

助成事業の期間は年度末（3月31日）まで

事業実施年度

4月頃

事業の完了

完了報告書を受領し、手続きを経て、助成金額の確定

8～9月

事業評価

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会及び事務局による事業評価

9～12月

社会へ発信

評価結果を事業評価報告書に取りまとめて普及
優良事例の普及等を目的としたシンポジウム等を開催

事業翌年度

※昨年度実績



（１）事業実施体制

① 活動実績・財務状況

- ・これまでの活動実績・財務状況から事業を実施できる組織基盤はあるか。

② 実施者適性、連携・協働

- ・団体設立の趣旨、活動実績、実施体制、専門性等、助成対象事業の実施主体として相応しいか。
- ・他の団体や関係機関、関係者等との連携・協働に有効性や実効性があるか。

（２）事業の目的、内容等の妥当性

① 事業の目的及び内容

- ・助成対象事業の目的及びその必要性が明確であるか。
- ・具体性があり実現可能性があるか。

② 計画の妥当性及び助成の効果

- ・事業計画に整合性、実現性、実効性はあるか。
- ・助成対象事業の量的な目標からみて効果をあげられるか、受益者や関係者のニーズを満たし質的な効果をあげられるか。
- ・助成対象事業の成果が地域や社会に波及することが期待できるか。

（３）費用対効果

① 経費の妥当性

- ・経費の過剰積算、著しく高い単価の経費が無い。

② 経費の合理性

- ・費用対効果からみて経済的合理性があるか。

（４）自立的継続性・将来発展性

① 自立的継続性・将来発展性

- ・事業継続の能力があり、将来的な発展性が期待できるか。

② 助成の意義

- ・独創性、先駆性、普遍性、社会的必要性等が期待できるか。

（４）について
採点が2倍！

〈参考〉モデル事業の紹介



令和3年度 WAM助成 募集のお知らせ 〈モデル事業〉

政策化・制度化を目指す
チャレンジを応援します！

✓ 複数年助成
(最長3年)

✓ 正職員の
人件費対象

✓ 伴走者との
協力体制

✓ 行政で政策化
・制度化

〈参考〉モデル事業の紹介



1 WAM助成モデル事業とは

社会福祉振興助成事業（WAM助成）では、地域共生社会の実現に向けて、通常助成事業のほかにモデル事業を実施します。

社会課題が一層複雑化するなか、これまで民間福祉活動団体が培ってきたノウハウや連携体制をもとに、事業を通じて新たに明らかとなった課題や社会的に認知が進んでいない課題に対応することを目的に、国や自治体において政策化・制度化を目指す新たな「モデル」となり得る活動を募集します。

2 対象事業及び要件など

次の（１）又は（２）のいずれかの事業であり、かつ、通常助成事業と同様の助成テーマに該当し、応募団体が自ら主催する事業とします。

（１）地域連携活動支援事業

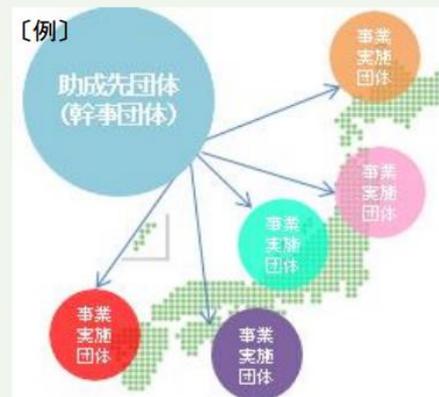
助成先団体が関係機関との継続的・相互的な連携体制の構築を通じて、政策化・制度化を目指すことをもって、地域における面的な成果の広がりを目指す事業

〔例〕



（２）全国的・広域的ネットワーク活動支援事業

助成先団体が幹事的役割を果たし、各地域のNPO等との継続的な連携体制の構築を通じて、政策化・制度化を目指すことをもって、全国的・広域的なセーフティネットの充実を図る事業



〈参考〉 モデル事業の紹介



要件など	内 容
事業の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・国や自治体において政策化・制度化を目指す新たな「モデル」となり得る活動であること ・既存事業の継続のみを目的とした計画や通常助成事業と同じ申請内容を複数年継続する計画は対象外 ・複数年にわたり安定した運営を行うため、事業の実施体制を確実に確保すること ・連携団体と事業目標の共有化を図った上で事業を推進すること ・事業成果の可視化を念頭に置き、評価を実施すること ・外部評価者又は伴走支援者（※）と共に定期的な進捗管理を行い、結果を報告すること <p>※外部評価者又は伴走支援者の人数については、特に制限を設けていませんが、政策化・制度化につなげていくために必要な調査の補助及び政策化・制度化に向けての事業の進捗、改善、成果の可視化等について客観的な視点での助言等がその役割として求められるため、助成事業で取り組む課題・分野の専門家を必ず入れるようにしてください。</p>
助成期間	<p>2～3年以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に基づき、連続する2年又は3年にわたり助成金の交付対象とすることを予定しています。ただし、次年度の助成金を保証するものではありません。また、採択された場合であっても、予算の都合等により助成金額の減額や助成の終了となる場合があります。 ・助成金の交付申請及び交付決定は年度毎に行います。次年度の審査は、当年度の実施状況を踏まえて行います。審査の結果によっては、次年度以降の助成金額の減額や助成の終了となる場合があります。
助成金額	<p>3年間の合計：3,000万円まで 2年間の合計：2,000万円まで</p>
対象経費	<p>「令和3年度 社会福祉振興助成事業 募集要領(通常助成事業)(案)」に準ずることとします。なお、事業の実施体制において、一時的に雇用する人材では対応できない専門性を必要とする業務も実施可能とする観点から、団体の職員が助成事業に従事した時間の賃金相当額（時給換算により計算した基本給・通勤費相当に限る）を対象経費に含めることができるものとします。ただし、対象経費とすることができる範囲は助成金額に対して50%を上限とします。</p>

（その他）

- ・通常助成事業とモデル事業でそれぞれ1団体1事業ずつご応募いただけます。
- ・採択については、通常助成事業又はモデル事業のいずれかとなります。
- ・上記以外の事項については、「令和3年度 社会福祉振興助成事業 募集要領(通常助成事業)(案)」に準じます。
- ・要望書作成にあたっては「助成事業Q&A」をご確認のうえ作成してください。